

薬剤師国家試験出題制度検討会について

平成19年6月12日
医薬食品局総務課

1 設置の目的

薬剤師国家試験は昭和24年から実施され、昭和60年には出題の範囲及び試験に関する一定の水準を確保することを目的として出題基準が策定され、概ね5年ごとに改定されてきた。

一方、薬学教育については、平成18年度より、医療人として相応しい薬剤師を養成する観点から6年制課程となり、教育カリキュラムが大幅に改正され、平成24年3月には最初の卒業生が薬剤師国家試験を受験することとなる。

このような状況の下、薬剤師国家試験について、新たな教育制度に対応した出題基準を策定するとともに、6年制教育を通じて習得した知識・技能・態度について、医療人として求められる資質を的確に確認するに相応しい薬剤師国家試験のあり方等について検討する。

2 検討項目

- (1) 出題の範囲（出題基準）について
- (2) 問題形式・出題方針について
- (3) その他

3 構成

- (1) 検討会は、薬学教育に携わる国公立薬科大学・薬学部関係者、病院・薬局関係者で構成する。
- (2) 検討会は、構成員のうち1名を座長として選出する。

4 運営

- (1) 検討会は医薬食品局長が招集し、庶務は総務課において処理する。
- (2) 検討会の議事は座長が行う。
- (3) 検討会の議事は公開し、議事録を作成・公表する。